

# 平成25年度 入札・契約制度の改善

(平成25年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

松山市公営企業局においては、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保を目的とし、従来から入札契約制度の改善に取り組んでおります。

こうした中、地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境等を踏まえ、入札・契約制度を改善し、平成25年4月1日から実施します。

1. 一般競争入札の取り扱いについて
2. 工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法  
(試行)について
3. 低入札価格調査制度の取り扱いについて
4. 工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法(試行)について

# 1. 一般競争入札の取り扱いについて

## 【1】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

### 工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額 1,000 万円以上）において、難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

## 【2】工事成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

### （1）入札参加等の制限

#### 一般競争入札

（ア）平成 23 年度及び平成 24 年度に竣工した公営企業局の工事成績において、各年度の同種工事の工事成績平均点が 65 点未満の業者においては、設計金額 3,000 万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成 23 年 4 月 1 日以降に竣工した公営企業局の工事で、同種工事の 65 点未満の工事成績は、施工実績と認めません。

（イ）平成 23 年度及び平成 24 年度に竣工した公営企業局の工事成績において、各年度の同種工事の工事成績平均点が 60 点未満の業者においては、設計金額 1,000 万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成 23 年 4 月 1 日以降に竣工した公営企業局の工事で、同種工事の 60 点未満の工事成績は、施工実績と認めません。

### （2）配置技術者に対する制限

#### 一般競争入札

設計金額 5,000 万円以上の工事については、配置予定技術者の技術者経験を求めます。

また、平成 23 年 4 月 1 日以降に竣工した公営企業局の工事で、同種工事の 65 点未満の工事成績の工事は、技術者経験と認めません。

**※平成 26 年度以降についても、入札参加条件に工事成績要件を拡大し運用することを検討します。**

### 【3】入札参加申請時の工事実績証明（CORINS の添付）の取り扱いについて

設計金額 2,500 万円以上の一般競争入札において求める工事実績の証明は、全ての業種において、引き続き原則 CORINS カルテの添付を義務付けます。

【参考事例】平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの発注の場合	
参加申請日から 平成 15 年 4 月 1 日まで	全ての業種において CORINS カルテの添付が必要
平成 15 年 3 月 31 日から 平成 10 年 4 月 1 日まで	CORINS カルテの添付又は、発注者が証明する工事 施工証明、契約書、仕様書等で竣工時の工事概要、 請負金額がわかるもののいずれかの添付が必要
平成 10 年 3 月 31 日以前に竣工	施工実績として認めない

### 【4】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

設計金額 2,500 万円以上の一般競争入札における配置予定技術者については、3 ヶ月以上の継続雇用を求めています。平成 25 年度においても引き続き実施します。

また、順次対象範囲の拡大を検討することとしています。

### 【5】一般競争入札における民間工事施工実績の認定（継続試行）

現在、一般競争入札において公営企業局が求める工事施工実績は、公共工事に限定していますが、入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに入札参加機会の拡大を図るため、平成 23 年 4 月 1 日以降発注の案件から民間事業者との請負契約（元請契約）による施工実績も認めることとしていますが、平成 25 年度において、以下のとおり対象範囲を拡大し引き続き実施します。

【改正前】

対象工事：「建築一式工事」で設計金額 2,500 万円未満の工事案件

↓

【改正後】

対象工事：「建築一式工事」で設計金額 3,000 万円未満の工事案件

なお、施工実績の提出書類については、告示文にて記載します。

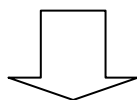
## 2. 工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法

### (試行) について

建設工事において、ダンピング受注を排除し公共工事の品質を確保するため、現在運用している最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を国及び中央公契連モデルを踏まえ、**平成25年4月1日以降発注の案件から実施**します。

#### 【改正前】

- ①直接工事費の 90%
  - ②共通仮設費の 90%
  - ③現場管理費の 90%
  - ④一般管理費の 40%
  - ⑤その他の費用は 83%
- ①から⑤の合計額



#### 【改正後】

- ①直接工事費の 95%
  - ②共通仮設費の 90%
  - ③現場管理費の 85%
  - ④一般管理費の 30%
  - ⑤その他の費用は 85%
- ①から⑤の合計額

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に  $7/10$  を乗じて得た額を下回る場合  
にあつては、予定価格に  $7/10$  を乗じて得た額を、予定価格に  $9/10$  を乗じて得た額を  
超える場合にあつては、予定価格に  $9/10$  を乗じて得た額とする。

### 3. 低入札価格調査制度の取り扱いについて

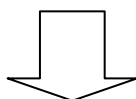
#### 失格判定基準の一部見直しについて

低入札価格調査対象案件における失格判定基準について、以下のとおり運用していますが、**平成 25 年 4 月 1 日以降発注の案件から「その他の費用」については 60%**とします。

【改正前】

(失格判定基準)

直接工事費・・・設計金額における直接工事費の 75%  
共通仮設費・・・設計金額における共通仮設費の 70%  
現場管理費・・・設計金額における現場管理費の 70%  
一般管理費・・・設計金額における一般管理費の 30%  
その他の費用・・・設計金額におけるその他の費用の 50%



【改正後】

(失格判定基準)

直接工事費・・・設計金額における直接工事費の 75%  
共通仮設費・・・設計金額における共通仮設費の 70%  
現場管理費・・・設計金額における現場管理費の 70%  
一般管理費・・・設計金額における一般管理費の 30%  
**その他の費用・・・設計金額におけるその他の費用の 60%**

## 4. 工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法（試行） について

現在、最低制限価格の設定については、以下のとおり業種ごとに設定範囲を設けていますが、  
国に準じた算定式を適用し、**平成25年4月1日以降発注の案件から実施**します。

### 【改正前】

業種区分	設定範囲
測量業務	予定価格の10分の6から10分の8
建築関係コンサルタント業務	
土木関係コンサルタント業務	
地質調査業務	予定価格の3分の2から10分の8.5



### 【改正後】

業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④の合計額×1.05

業種区分	①	②	③	④	設定範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6から10分の8
建築関係 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
土木関係 コンサル タント業務	A 直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額	
	B 直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2から10分の8.5

※特別なものについては、算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合とする。

**★今回の制度改善に伴う要綱、要領及び入札参加者心得等については、平成25年4月1日から改正いたしますので、入札に参加される方は必ず確認し入札を行ってください。**

〒790-8590 松山市二番町四丁目4番地6  
松山市公営企業局 管理部 契約管理課 (契約担当)  
電 話 089-998-9826・9845  
F A X 089-948-0335